

鳥取工業高等学校保護者 様

鳥取工業高等学校長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る県立高等学校授業料及び入学料の減免等について (通知)

新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により収入が著しく減少 (家計急変) し、授業料等の支弁が困難となった家庭等について、下記のとおり授業料及び入学料の減免等を行うこととなりました。該当する場合は、令和2年4月17日 (金) までに事務室に御相談ください。

記

1 入学料の減免 (新入生のみ)

新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により収入が著しく減少 (家計急変) し、入学料の支弁が困難であると認められる場合は、入学料の減免を受けることができます。

(1) 申請方法

入学料減免願書に以下の新型コロナ感染症による影響により家計が急変したことを証明する書類を添付して提出してください。

ア 申立書

イ 所得が著しく減少 (家計急変) したことを証明する書類 (ただし、やむを得ない事情により取得できない場合は添付不要。)

- ・辞令若しくは退職証明書
- ・減収前直近3カ月の給与明細及び減収後の給与明細 等

(2) すでに納付済みの入学料の減免について

入学料の減免を受けることとなる場合は、すでに納付している入学料について保護者等の口座に還付します。

2 授業料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響による事業の倒産、失業等により保護者 (主たる家計支持者に限る。) が収入を得られないなど、家計が困窮しているため授業料の支弁が困難であり、特に減免の必要があると認められる場合は、授業料の減免を受けることができます。年度の中途において家計急変した場合も同様です。

※ただし、高等学校等就学支援金を受給される場合は、該当しません。

(1) 申請方法

授業料減免願書に課税証明書及び雇用保険受給者証明書等申請事由を証明する書類を添付して提出してください。

担当 事務室 橋本 電話 0857-51-8011
